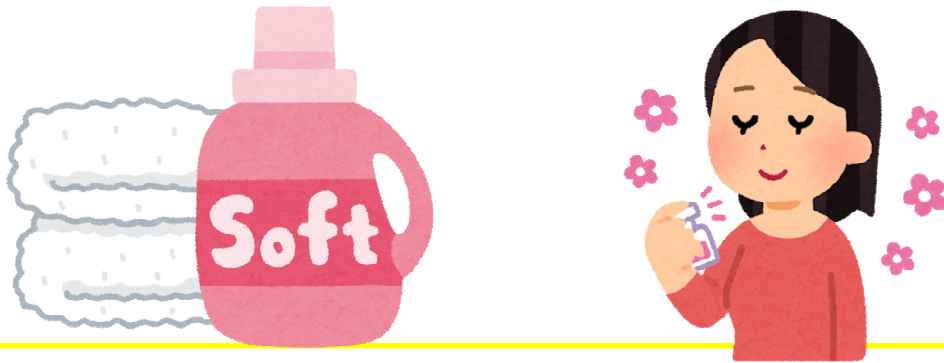


消費生活センターだより

第136号
令和8年2月

香害について～その香り、誰かが困ってるかもしれません～



・香害とは、柔軟剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤、合成洗剤、香水などに含まれる香料成分によって、不快感や頭痛、吐き気、咳など、さまざまな体調不良が引き起こされることをいいます。

・香害が原因となって、「化学物質過敏症」を発症する方もいます。

【化学物質過敏症とは】

・日常生活である程度の化学物質が体内に取り込まれ、体がいったん過敏症になると、その後、ごく微量の化学物質に対しても頭痛やめまい、倦怠感などの症状が発生するものです。その反応は個人差が大きく、ある時を境に突然発症する方もいます。

・主な症状は、嗅覚過敏、目・鼻・のどの刺激症状、皮膚の紅斑、かゆみ、疲労、頭痛、めまい、吐き気、うつ病などの精神症状、ぜんそく、動悸、下痢など多岐にわたります。

【事例】

・隣家の洗濯物から強い柔軟剤の香りが漂い、頭痛や咳が止まらなくなった。

・来客の衣類から強い香りが漂い、呼吸が苦しくなった。

～アドバイス～

・近年、「香り」を売りにした製品が増えていますが、においの感じ方や強さには大きな個人差があります。

・自分にとっては快適なおいでも、周囲の人にとっては不快に感じられたり体調不良の原因となる場合があります。

・同じ香りを使い続けることで慣れてしまい、知らず知らずのうちに使用量が増えてしまうこともあるようです。

・柔軟剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤、合成洗剤、香水などは、使用量の目安を参考に、過度な使用は避けましょう。

・一部の柔軟剤や洗剤などには、パッケージに「香りの強さの目安」が表記されています。購入時の参考にしてみてください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019